

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和5年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（杉山広充君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

本定例会の説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は柳原義六代表監査委員にも出席をいただいております。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月22日、町長から第1回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

本定例会は、議案27件が町長から提出されております。

1月11日は、請願審査特別委員会が開催され、請願第1号、補聴器購入への補助制度の創設を求める請願及び請願第2号、中川根第一小学校の全施設を町民が広く利用できる場所にすることを求める請願の審査を行っていただきました。

次に、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査及び令和4年度定期監査の結果報告がありました。

また、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書による議員の派遣決定の報告書を配付いたしましたので、ご了承ください。

ここで皆さんに申し上げます。本来、議場内では飲食禁止ですが、体調不良等により水分補給が必要な場合は許可をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◇

◎行政報告

○議長（杉山広充君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆さん、おはようございます。

3月定例会初日ということで、お集まりいただき、ありがとうございます。

先日の全協でも次年度に向けた予算、私の思いを伝えたわけですが、改めまして、まとめてお話をさせていただきます。

重点項目は3つです。

1つ目は、安心・安全な生活基盤づくりに向けた取組。昨年、9月の台風15号は、この地域始まって以来とも言える記録的豪雨となり、町内各地に大きな傷跡を残しました。まずは、そこからの復旧を第一に事業を進めるとともに、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

2つ目は、この町の主要産業である観光業と農林業の活性化に向けた取組。観光業は、春夏秋冬と、それぞれの季節において切れ目のない誘客事業、地域活性化事業を展開してまいります。農林業については、商工業を所管とする部署と一体となる組織改変、ほかにも3課行いましたが、6次産業化等一体的な産業の振興を図ってまいります。

3つ目は、定住・移住の促進に向けた取組。人口減少、高齢化が進む中、移住者に選ばれる町となるには、まずは、そこに住む人が輝いている、その町を誇りに思い、住み続けたい、戻ってきたいと思う町であることだと考えております。そのような思いから、これまで表現してきた「移住・定住」という言葉を「定住・移住」と改めました。今、住んでいる町民の皆様が住み続けていただけるために、必要な支援を積極的に行い、満足度の向上を目指すとともに、移住者にも選んでいただけるまちづくりを進めていきます。また、令和4年度に、再度仕切り直した義務教育学校の開設に向けた取組を着実に進めてまいります。そして、令和5年度においても、行政サービスのデジタル化を積極的に進め、町民の皆様の利便性向上に取り組んでまいります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） これで行政報告を終わります。

---

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉山広充君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により5番、石山貴美夫君、6番、大竹勝子

君を指名いたします。



◎日程第2 会期の決定

○議長（杉山広充君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの24日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日までの24日間に決定いたしました。



◎日程第3 議案第2号 川根本町個人情報保護法施行条例の制定について

◎日程第4 議案第3号 川根本町個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第2号、川根本町個人情報保護法施行条例の制定について及び日程第4、議案第3号、川根本町個人情報保護審査会条例の制定についてを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、議案第2号、川根本町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第3号、川根本町個人情報保護審査会条例の制定について、一括して提案理由を説明いたします。

本案は、デジタル社会形成基本法の制定に併せて、デジタル社会の形成に向けて必要となる関係する法律等を整備するため、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から全国的な統一ルールとなることに伴い、同法に基づく個人情報保護制度を運用するため、現行の川根本町個人情報保護条例を廃止し、新たな条例を制定するものです。

議案第3号では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞き、円滑な制度運用を図るため、これまでと同様に個人情報保護審査会を設置するものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第2号及び第3号について、総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号及び議案第3号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号及び議案第3号は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。



#### ◎日程第5 議案第4号 川根本町南麓寮条例の制定について

○議長(杉山広充君) 日程第5、議案第4号、川根本町南麓寮条例の制定についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) それでは、議案第4号、川根本町南麓寮条例の制定について、提案理由を説明いたします。

南麓寮については、これまで普通財産として川根高校後援会に貸し出していましたが、令和5年4月から直営として管理することから、今回、設置に関する条例を制定するものです。そのほかに、県立川根高校の寮生を受け入れている奥流、よすが苑については、奥流は既に条例を制定し直営で運営しております。よすが苑は私有物件であるため、規則で管理している状況です。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、総括的な内容で行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、第2常任委員会に付託することにしたいと思いをします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、第2常任委員会に付託することに決定いたしました。



◎日程第6 議案第5号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(杉山広充君) 日程第6、議案第5号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第5号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険税課税額の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の所得割額及び均等割額等の見直しが主なものです。背景には、団塊の世代の後期高齢者医療への移行や人口減少などにより、当面の間、被保険者数の大幅な減少が見込まれることがあります。現在、県への事業費納付金などの支出に対する保険税収入の不足分は基金を繰り入れて対応をしていますが、安定した持続可能な保険制度を継続していくため、この保険税率の改正を2月に開催した国民健康保険運営協議会へ諮問し、同協議会から改正は適当であるとの答申をいただきました。

その他、今般の国民健康保険法施行令の一部改正に伴う後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げや、保険税の軽減措置に係る所得判定基準の見直しに関する改正も、併せてお願いするものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、第1常任委員会に付託することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。



◎日程第7 議案第6号 川根本町行政手続における押印見直しに伴う  
関係条例の整備に関する条例について

○議長(杉山広充君) 日程第7、議案第6号、川根本町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) それでは、議案第6号、川根本町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由を説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府に設置される規制改革推進会議において、書面規制、押印等の見直し及び今後の取組がまとめられました。当町においても押印の見直しを全庁的に推進し、町民の行政手続のデジタル化の推進による負担軽減と行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資するため、関係する条例について所要の改正を行うものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第7号 川根本町道路占用料等徴収条例の一部を  
改正する条例について

○議長(杉山広充君) 日程第8、議案第7号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第7号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

同条例第4条第1項第10号において、占用料の減額又は免除の対象としている電気、電気通信、水道及び下水道の各戸引込み地下埋設管のうち、「下水道」を「浄化槽処理水を排出するために敷設する排水管」に変更するものであります。皆様も御承知のとおり、本町には下水道施設がなく、各戸の浄化槽で処理後、道路側溝等に排水するのが一般的です。今後においても下水道整備の計画もないため、減額又は免除の対象を町の実情に合わせて、条例の一部改正を行うものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第8号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第8号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第8号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

今回、改正の元となる条例は、令和4年9月議会において、現在の3小学校、川根本町立中川根第一小学校、川根本町立中央小学校、川根本町立中川根南部小学校を一つの小学校に再編するに当たり、（仮称）中川根小学校として、一部改正を議決していただいた条例です。それを受けまして、今回の一部改正では、町民の皆様などから新しい学校名を募集し、学校運営協議会、教育委員会で協議、審査を行った結果、1月12日開催の総合教育会議で審議し認められた「川根本町立三ツ星小学校」を新しい学校名といたし、御審議をお願いするものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第9号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第10、議案第9号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第9号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

今回の改正は、令和5年4月1日から中川根第一小学校が廃校となることから、現在、社会体育施設である中川根第一小学校グラウンド夜間照明施設の名称を「川根本町営徳山グラウンド」に改めるとともに、学校施設として使用可能となっている昼間についても、社会体育施設として使用可能とするため、使用時間の変更及び使用料を追加させていただくものです。また、下泉にあります川根本町営グラウンドについても、名称を「川根本町営下泉グラウンド」に改め、明確化するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第10号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第11、議案第10号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第10号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

町営バスやデマンドタクシーの利用者数は、様々な要因により減少傾向にあります。しかし、本町は高齢化率が50%を超えており、今後さらに自家用車を所有しなくなる割合が増加することが考えられます。このため、町営バス等の利用者を拡大し、また、学生のバス利用につなげることも考慮し、バス等の1日乗り放題の乗車券を販売するため、利用料金の追加を行うものであります。また、大井川農業協同組合の支店統合により、バス停の名称変更についても、併せて改正するものです。

御審議の上、御ご採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第11号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第12、議案第11号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。



本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第11号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

今回の改正は、令和5年2月1日に健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴って、出産育児一時金の額を見直すために所要の条例整備を行うものです。国民健康保険の被保険者又は被扶養者の出産に係る経済的負担を軽減するため、現行の額を引き上げ、本年4月1日から施行するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第12号 川根本町キャンプ場条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第13、議案第12号、川根本町キャンプ場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第12号、川根本町キャンプ場条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

今回の改正は、町内6つのキャンプ場施設が、それぞれキャンプスタイルやターゲットサービスなど、様々な運営している状況の中、昨今のキャンプスタイルの多様化や物価高騰、感染症対策に係る人件費や費用などを考慮し、利用料金の見直しを行うものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第13号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第14、議案第13号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第13号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

今回の改正は、行政コストの算定や近隣市町の温泉施設との比較等により、利用者負担の

適正化に係る利用料の見直しの結果、入浴に係る利用料金の限度額の見直しを行うものです。  
御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第14号 川根本町営住宅条例の一部を改正する条例について

◎日程第16 議案第15号 川根本町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

◎日程第17 議案第16号 川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第15、議案第14号、川根本町営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第15号、川根本町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第16号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、以上3議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第14号、川根本町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第15号、川根本町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、議案第16号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、関連するものですので、一括して提案理由を説明いたします。

まずは、議案第14号、川根本町営住宅条例の一部を改正する条例について説明いたします。令和2年2月20日付、国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知「公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについて」により、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえ、今後、公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難となることが懸念されることから、平成8年10月14日付、建設省住宅局長通知、公営住宅管理標準条例（案）が改正され、保証人に関する規定を削除したことに伴い、各事業主体においても住宅に困窮する低所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう、特段の配慮をお願いする旨の通知がありました。このことを受け、本町においても条例の見直しを行い、さらなる入居促進につながるよう条例の一部を改正するものです。

続けて、議案第15号、川根本町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、議案第16号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

前述の各条例は、議案第14号、川根本町営住宅条例の一部改正に伴い、同様に保証人の取

扱いについて条例の見直しを行い、さらなる入居促進につながるよう条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



#### ◎日程第18 議案第17号 工事請負契約の締結について

○議長（杉山広充君） 日程第18、議案第17号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第17号、工事請負契約の締結について、提案理由を説明いたします。

本件は、令和3年度林道施設災害復旧事業、林道平栗線（1号箇所）災害復旧工事（8月豪雨災害）の請負契約の締結について、議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る2月16日に、土木工事に関する特定建設業許可を有する町内5業者をもって指名競争入札を執行しました。その結果、株式会社柳澤組が落札し、契約金額1億4,080万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。工期につきましては、前回の臨時議会で繰越明許費をお認めいただいたとおり、翌年度となり、議決の日の翌日から令和5年10月30日を予定しております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



#### ◎日程第19 議案第18号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

○議長（杉山広充君） 日程第19、議案第18号、静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第18号、静岡地方税滞納整理機構規約の変更について、提案理由を説明いたします。

現在、静岡市内にある静岡地方税滞納整理機構が入居しているビルの建て替えによって、本年10月に藤枝市内へ事務所を移転することに伴い、同機構規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第20 議案第19号 令和4年度川根本町一般会計補正予算  
(第13号)

○議長（杉山広充君） 日程第20、議案第19号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第19号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第13号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,940万円を減額し、総額を67億5,860万円としたいものです。

今回の補正は、完了もしくは完了見込みに伴う事業費の減額、令和3年度に交付を受けたコロナワクチン接種に関する補助金の精算に伴う返還金の増額、災害復旧対応等による職員の時間外手当の増額、前年度繰越金や普通交付税の予算計上による基金繰入金の減額といった財源更正が主な内容となっております。

第2表の繰越明許費については、年度内に完了が見込めない各種事業費の繰越限度額をお認めいただきたいもので、主には、災害廃棄物運搬事業や被災住宅の応急修理事業、損壊家屋等解体事業費補助金などとなっております。

第3表の地方債補正については、補正予算で計上していた寸又峽夢のつり橋応急復旧工事に災害復旧事業債を充当したいものであります。この事業は、その財源として一般財源を充てていたわけではありますが、適債性があることが確認できたことから、交付税措置の高く有利な災害復旧事業債へと財源更正したいものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第21 議案第20号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（杉山広充君） 日程第21、議案第20号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第20号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の概要について説明します。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、総額を9億2,080万円としたいものです。

今回の補正は、保険税軽減措置に伴う財源更正が主な内容となっており、国民健康保険税が減額となる一方、一般会計からの繰入金を増額するものです。

また、歳出においては、前年度の一般会計繰入金のうち、実績により返還の必要が生じた額を繰出金として支出するために計上するものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第22 議案第21号 令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（杉山広充君） 日程第22、議案第21号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、議案第21号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明いたします。

今回の補正は、補正予算で計上したマイナンバーカードに対応するためのオンライン資格確認機器の整備について、年度内の納品が見込めない可能性があるため、繰越明許費として計上させていただきたいものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第23 議案第22号 令和5年度川根本町一般会計予算

◎日程第24 議案第23号 令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第25 議案第24号 令和5年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第26 議案第25号 令和5年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第27 議案第26号 令和5年度川根本町訪問看護事業特別会計予算

◎日程第28 議案第27号 令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

◎日程第29 議案第28号 令和5年度川根本町簡易水道事業会計予算

○議長（杉山広充君） 日程第23、議案第22号、令和5年度川根本町一般会計予算から、日程第29、議案第28号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計予算までの7議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、議案第22号から28号については、令和5年度における一般会計から各特別会計の予算に関する議案となりますので、一括して概要説明の上、提案理由とさせていただきます。

議案第22号、令和5年度川根本町一般会計当初予算は70億5,100万円で、前年度と比べ14億100万円、率にして24.8%、新町発足以来2番目に大規模な予算編成となりました。

大幅増の要因としましては、昨年9月末の台風15号により被災した道路等の各種復旧工事により約8億円、学校再編に伴う校舎改修工事等により約3億円の増額が上げられますが、国県補助金や合併特例債、災害復旧事業債といった交付税措置が高く有利な地方債を財源とすることから、基金の取崩しなどの自主財源については約2割の増にとどまりました。

歳入歳出予算については、「第1表 歳入歳出予算」のとおりです。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額については「第2表 債務負担行為」のとおりで、また、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については「第3表 地方債」のとおりです。

議案第23号、国民健康保険事業特別会計は8億1,400万円で、前年度比1億300万円、率にして11.2%の減額となり、歳入歳出予算については「第1表 歳入歳出予算」のとおりです。

議案第24号、後期高齢者医療事業特別会計は1億3,250万円で、前年度比790万円、率にして5.6%の減額となり、歳入歳出予算については「第1表 歳入歳出予算」のとおりです。

議案第25号、介護保険事業特別会計は13億1,500万円で、前年度比580万円、率にして0.4%の減額となり、歳入歳出予算については「第1表 歳入歳出予算」のとおりで、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額については「第2表 債務負担行為」のとおりです。

次に、議案第26号、訪問看護事業特別会計は1,750万円で、前年度比460万円、率にして35.7%の増額となり、歳入歳出予算については「第1表 歳入歳出予算」のとおりで、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額

については「第2表 債務負担行為」のとおりです。

議案第27号、いやしの里診療所事業特別会計は5,030万円で、前年度比240万円、率にして4.6%の減額となり、歳入歳出予算については「第1表 歳入歳出予算」のとおりです。

議案第28号、簡易水道事業会計は、新年度から企業会計となり、収益的収入が1億7,458万7,000円、収益的支出が2億4,630万6,000円で、資本的収入が7,997万3,000円、資本的支出が1億549万円となります。資本的収入が資本的支出に対して不足する2,551万7,000円については、当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額、引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

令和4年度を振り返り、今、何をすべきかを考え、災害復旧をはじめとする安心・安全な生活基盤の構築、町に元気を取り戻すため主要産業の活性化、定住・移住の促進を先ほど3つの柱として掲げて予算編成を進めてまいりました。直面する課題の解決に向けた取組を進めながら、これまで築いてきた環境や礎を町の強みとして最大限生かし、誰もがこの町に住みたい、住み続けたい、この恵まれた環境で子育てがしたいと思えるような町の実現に向けて進んでいこうという思いを令和5年度当初予算に込めました。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第22号から議案第28号までの全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 2023年度一般特別各会計等当初予算案に対する総括質疑を行います。

各予算案のうち、一般会計については、70億5,100万円と過去2番目に大型となっています。その要因として、昨年の台風15号による災害復旧関連及び学校再編ということですが、財源として災害復旧事業債及び合併特例債が充当されるため、この年度においても、将来においても、町財政への実質的な負担は最小限に抑えられるという趣旨の説明がなされていますが、そこで今回の新たな起債がされた場合とされなかった場合とでは、今後10年間程度の間、公債費比率等の推移がどのように違ってくるのか、お知らせください。

それから、昨年9月の台風15号による災害で、大井川鐵道本線の家山一千頭間が依然として運休になったままとなっています。さらに現在、通勤通学等で同線を利用されていた住民が十分とは言わないのかもしれないですが、代行バスが移動手段として役割を果たしています。これについても、4月1日からは大鐵として運休を中止するような通告をされていますが、当局からの説明が中止ということですが、これについて当局としては、町独自に自主運行バスを走らせるため、この予算の成立を待って、今議会の補正予算に提出され、移動手段を確保すると考え方が示されているところです。

通勤通学等の移動手段を確保するという点に限れば、最小限の利便が確保されるとしても、千頭駅周辺をはじめとして、トーマス号などの運行に伴う観光客の入れ込みに少なからず依

存している観光業者などにとっては、鉄道そのものの運休の長期化は極めて深刻な打撃となるのは明瞭です。この予算の中に、そのための事業が含まれているのであれば、示していただきたいです。

予算案の立ち入った内容については、特別委員会での審査を待つほかないとしても、昨今の諸物価の高騰は数十年ぶりの高い水準が続いており、この傾向は最近になってこれまでも増してテンポを速めているようにさえ見受けられます。今回の予算案では、この問題はどのような形で対応されているのか、説明をお願いします。

また、今後どの程度の物価高騰を織り込んでいるのか、いつまでなら事業費の増減補正を行わなくても対応が可能だと見込んでいただけるのか、お願いします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、一番初めの公債費比率に関しまして、比較計算等が必要でありますので、誠に申し訳ありませんが、ちょっとお時間をいただかないとご報告することができません。もし、よろしければこの後、予算特別委員会の一番頭の部分でご報告できるよう調整してまいります。

あと、3番目であったと思うんですが、物価高の関係であります。こちらのほうに関しては、今回の予算で今現在、考えられる物価高騰分も含めて、ある程度の予算措置はしております。ただし、今後の推移によりまして、現在ではちょっと予想できないような物価高騰につきましては、その後の補正予算等で対応していただきますよう、お願いするものであります。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員御指摘の千頭駅のにぎわいのことですが、先日全協で、春夏秋冬の陣、あえて私はそこを強く言っているわけですが、その中においといて、にぎわうためのイベントをかなり盛り込んでおります。その中から、しばらくトーマスもSLも千頭まで来ない、その状況は今、全協でもお話したとおり、我々も努力してこれからも進めていくところありますので、これからのイベントをさらに議員各位の皆さんも盛り上げていただけるよう、よろしく願いいたします。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 大鐵関連の予算についての御質疑だったと思います。

これにつきましては、前回の2月22日の全員協議会の際に説明させていただいているとおり、当初予算には含まれておりません。そのときも説明させていただいたんですが、予算成立後、最終日に当面の代行バスの金額については計上させていただき、新体制につきましては、6月定例会を目途に計上させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 今、行政から答弁がありました。

この後、予算委員会も開かれますので、そのときに詳しいことはお聞き願いたいと思いま



す。

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第28号については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いをます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第28号については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続き特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11人の議員を指名したいと思いをます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定いたしました。

————— ◇ —————

## ◎散 会

○議長(杉山広充君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、3月14日午前9時に開会し、委員会付託以外の議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

ありがとうございました。

散会 午前 9時59分